国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

本則

(支給範囲)

第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。

現行

組織	職務区分	適用区分
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種
イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	<u>V種</u>
(略)	(略)	(略)

本則

(支給範囲)

第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。

改正

組織	職務区分	適用区分	推進され
(略)	(略)	(略)	来価
未来価値創造研究教育特区	未来価値創造研究教育特区長	V種	育特
卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種	れる。 正
(削る)	(削る)	(削る)	
(略)	(略)	(略)	

「イノベーション

改正理由

推進機構」が廃止され、新たに「未来価値創造研究教育特区」が設置されることに伴う改正

附 則(令和3年7月1日細則第11号) この細則は、令和3年7月1日から施行する。